

福岡県公報

平成30年11月30日
第4047号

目次

告示(第1026号-第1046号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8

公 告

○平成30年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表	(工業保安課)	8
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	8
○市の換地計画の適否決定	(農村森林整備課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部地域課)	9
-------------------------	-----------	---

雑 報

○測量士試験及び測量士補試験の実施	(県土整備総務課)	10
-------------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第1026号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村矢部字所野3402の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字所野3402の5(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1027号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町北木屋字木合4872の6、4872の8、4872の10、4872の11
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1028号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町北木屋字白樫4785の1、4785の2、4791から4793まで、4794の3、4794の5、4795の1から4795の3まで、4802の1、4803、4805、4796・4808の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字柳原4845の1、4868（次の図に示す部分に限る。）、字木合4869の4、4873の2、4876、4885、4886の1、4891の1、4891の8、4869の1・4873の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1029号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字後口谷10421の1、10422、10423の1、字北アカハゲ10431の2、10431の6

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1030号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字山ヶ谷1222

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1031号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字池ノ逆623、630

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1032号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市千手字アイノ谷3627の3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字アイノ谷3627の3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1033号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町上横山字迫尻2868、2872の2、2872の4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1034号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町木屋字美野尾7209、7241、7260の1から7260の3まで、7261の2、7261の3、7261の6、字竹ノ迫7471の2、7489の1、字二本木7838の1から7838の4まで、7840の2、7846の2、7847、字裏小路7856の1、7856の2、7862の7、7898の1、字甕松7992の5、7992の6、字小段ノ本8193、8197、字黒松8328、字辨財天8394の1、8395、8397の1、字廣見8462の2、8462の3、8467の1、8467の17、8467の27、字境ノ谷8800の1、8800の2、8810、8820の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1035号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字詰谷14108の5、14108の7、14108の8、14109の3、14122の5、14122の2（次の図に示す部分に限る。）、字村ノ上14183の1、14183の2、14185、字高森14977の1、14985、14989の2、字城山15039の2、字村の上15115、15119、15121の1、15123、15134の1、15141、15142の1、15142の2、15145、15151、15167、15170、15173、字杉久保15182の1、15182の2、15201、15222

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1036号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字寺の上16960

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1037号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町木屋字中江4405の2、4379（次の図に示す部分に限る。）、字橋掛4846の3、4878、4883の2、4884の5、4885の4、4885の7、4890、4892の1、4894、字境ノ谷4896の2、4929の2、字桑ノ木迫4977の3から4977の8まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1038号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町木屋字黒松8364、字辨財天8371の2、8371の3、8371の5、8372の1、8372の3、8384の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1039号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第575号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥畑2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面1に示す区域のとおりに）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1040号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第576号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥畑2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面1に示す区域のとおりに）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおりに

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1041号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥畑川2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1042号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香椎駅東2丁目	福岡市東区香椎駅東一丁目及び三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香椎2丁目	福岡市東区香椎二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香椎2丁目(1)	福岡市東区香椎二丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香椎1丁目-3	福岡市東区香椎一丁目、五丁目、水谷二丁目及び三丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1043号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
香椎駅東2丁目	福岡市東区香椎駅東一丁目及び三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
香椎2丁目	福岡市東区香椎二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
香椎2丁目(1)	福岡市東区香椎二丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
香椎1丁目-3	福岡市東区香椎一丁目、五丁目、水谷二丁目及び三丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1044号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香椎2丁目(1)	福岡市東区香椎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
香椎2丁目(1)	福岡市東区香椎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

田川	県道	猪国豊前柵田線 停車場	前	田川市大字猪国1741番1先から 田川郡川崎町大字安真木7273番1先まで	6.0 ～ 14.0	1,300.0
			前	田川市大字猪国641番16先から 田川郡川崎町大字安真木7273番1先まで	15.0 ～ 58.0	1,700.0
			後	田川市大字猪国1741番1先から 田川郡川崎町大字安真木7278番1先まで	6.6 ～ 14.0	1,341.0
			後	田川市大字猪国641番17先から 田川郡川崎町大字安真木7278番1先まで	7.1 ～ 66.5	1,760.0

公告

公告

平成30年度砂利採取業務主任者試験（平成30年11月9日実施）の合格者を次のように発表する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

2

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社エイトウェーブ

(2) 所在地

福岡市東区和白五丁目4番2号

(3) 代表者

取締役 八波 伸二

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成30年11月16日

4 処分の理由

有限会社エイトウェーブは、平成30年10月10日午後4時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、市町村の換地計画を平成30年11月16日付けで適当であると決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

市町村名	換地計画に係る地域名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女市	八女市上陽町久木原 (宮ノ下地区)	換地計画書の写し	平成30年11月30日から 平成31年1月4日まで	八女市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成30年11月9日糸島市告示234号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成30年11月9日糸島市告示235号）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年11月30日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県中央警察署の部春吉交番の項中「春吉3丁目26番29号」を「春吉2丁目11番8号」に改め、同表福岡県春日警察署の部春日原交番の項中「春日原北町3丁目26番地」を「春日原南町4丁目37番地6」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 福岡県中央警察署の部春吉交番の項の改正規定 平成30年12月5日
(2) 別表第1 福岡県春日警察署の部春日原交番の項の改正規定 平成31年1月23日

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

国土交通大臣 石井 啓一

平成31年測量士・測量士補試験の実施

- (1) 試験日時
- | | |
|--------|------------------------|
| 測量士試験 | 平成31年5月19日（日） |
| | 午前10時から午後4時まで |
| | （午後0時30分から午後1時30分まで休憩） |
| 測量士補試験 | 平成31年5月19日（日） |
| | 午後1時30分から午後4時30分まで |
- (2) 試験地
- 北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
- (3) 願書受付期間
- 平成31年1月4日（金）から1月28日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）
- ただし、郵送の場合は1月28日（月）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は1月28日（月）までに必着とする。）
- (4) 願書受付場所
- 〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係
- (5) 受験願書用紙等の交付
- 受験願書用紙及び受験案内は、平成31年1月4日（金）から、次の場所において

交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。

- 国土地理院
（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）
- 国土地理院北海道地方測量部
（〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）
- 国土地理院東北地方測量部
（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）
- 国土地理院関東地方測量部
（〒102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎）
- 国土地理院北陸地方測量部
（〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）
- 国土地理院中部地方測量部
（〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館）
- 国土地理院近畿地方測量部
（〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館）
- 国土地理院中国地方測量部
（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館）
- 国土地理院四国地方測量部
（〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎）
- 国土地理院九州地方測量部
（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎）
- 国土地理院沖縄支所
（〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎）
- 各都道府県の土木関係部局の主務課
- 公益社団法人日本測量協会及び各地方支部
（〒113-0001 東京都文京区白山1丁目33番18号 白山N Tビル）

(6) 試験手数料

測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円

(7) 合格発表及び通知

平成31年7月9日（火）国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果（合否）を通知する。

また、国土地理院のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(8) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係

TEL 029-864-8214,8248